

公民

公共

立命館高等学校非常勤講師
堀 一人

現代社会(現行課程)	公共(新課程)
(1) 私たちの生きる社会 (2) 現代社会と人間としての在り方生き方 ア 青年期と自己の形成 イ 現代の民主政治と政治参加の意義 ウ 個人の尊重と法の支配 エ 現代の経済社会と経済活動の在り方 オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割 (3) 共に生きる社会を目指して	A 公共の扉 (1) 公共的な空間を作る私たち (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方 (3) 公共的な空間における基本的原理 B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち (ア) (法) *主に記載されている事項 (イ) (政治) *主に記載されている事項 (ウ) (経済) *主に記載されている事項 (エ) (現実社会の諸課題) *主に記載されている事項 C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

新設科目「公共」と公民科

現行課程では、標準単位2単位の「現代社会」「倫理」「政治・経済」のうち、「現代社会」または「倫理」「政治・経済」が必修科目として設置された。2018年3月に告示された学習指導要領では、新設された「公共」2単位が必修科目となり、「倫理」「政治・経済」が選択科目となった。「公共」は公民科の基礎科目として置かれたものであり、「倫理」「政治・経済」は「公共」をより深く発展させた科目という扱いである。「倫理」「政治・経済」の「内容の取扱い」のなかで「「公共」で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方などを基に（「政治・経済」という記述があるように、「公共」を学ぶことがまず前提となっている。

また、「公共」の「内容の取扱い」において次の2点が内容の全体の他に注記されている。第一に指導計画の作成にあたって、「道徳教育の目標に基づき、この科目の特質に応じて適切な指導をすること」として、この科目が道徳教育の中核的な指導を担うものとされていること、第二に内容の取扱いにあたって、「キャリア教育の充実の観点から、特別活動などと連携し、自立した主体として社会に参

画する力を育む中核的機能を担うことが求められる」とあるように、職業教育との関連が指摘されていることである。

教科の「目標」と求められている力

公民科の目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を……育成することを目指す」とされている。下線部以外の部分は「公共」「倫理」「政治・経済」の3科目の目標においてもほとんど共通しており、「公共」の目標では、下線部が「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ」となっている。そのうえで、(1)知識および技能、(2)思考力・判断力・表現力、(3)学びに向かう力という3点で目標を整理している。

具体的には、(1)は現代の諸課題を考察し、選択・判断するための概念・理論の理解、情報を適切・効果的に調べまとめる技能の習得であり、(2)は基本的原理を活用して事実をもとに多面的・多角的に考察し公正に判断する力、構想したことを議論する力の

養成であり、(3)は現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度、我が国および国際社会に生きる人間として自覚を深めるといふものである。

そのために「社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実」をはかり、生徒が「主体的・対話的に考察、構想し、表現できるよう」な場面を用意することで、生徒自身が学んだ考え方や基本的原理を活用して考察し判断すること、論拠をもとに自分の意見を説明、論述する力をつけることを求めている。

教科の構成(1)：A 公共の扉

新科目「公共」は、A・B・Cの三つの大項目で構成されている。このうち、「A 公共の扉」はこの科目の導入として位置づけられ、さらにB・Cの基盤になるものとされており、新科目の特徴がもっとも現れている部分であるといえる。内容は(1)・(2)・(3)の中項目で構成されており、学習の順序も「A 公共の扉」の(1)・(2)・(3)→B→Cの順序で取り扱うように指定されている。この「A 公共の扉」は、現行課程の「現代社会」であれば「(1) 私たちの生きる社会」と「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の一部に対応しているといえるが、社会の具体的制度の詳細を扱うのではなく、社会を動かしている基本的原理を理解させ、考えさせることを目的としているところがその大きな特徴である。

「A 公共の扉」の「(1) 公共的な空間を作る私たち」では、学ぶべき内容が三つ示されている。

それは、(ア)「自らを成長させる人間としての在り方生き方について理解すること」、(イ)人間が「対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在である」と理解すること、(ウ)自分が「自立した主体」となることが「よりよい社会の形成に結び付く」ことを理解することである。

「A 公共の扉」の「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」では、「幸福、正義、公正」などの観点に着目し「課題を追究したり解決したりする活動」を通して、「主体的に社会に参画し、他者と協働する」主体を作るための学習指導を行うとしている。具体的には、(ア)「行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方」や、「行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方」などを理解すること、そして(イ)上記の考え方を活用し

て、「自らも他者も共に納得できる解決方法を見いだすこと」の重要性を理解すること、さらに(ウ)諸資料から「必要な情報を収集し、読み取る技能を身に付けること」を求めている。そのために、環境保護や生命倫理などの課題を扱い、思考実験などの概念的な枠組みを用いて考察する活動を行うとしている。

「A 公共の扉」の「(3) 公共的な空間における基本的原理」では、よりよい公共的な空間を作り出そうとする主体となるために、(ア)意見や利害を調整し、「人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ること」が必要であることを理解し、(イ)「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務」などの公共的空間における基本的原理を理解したうえで、この基本的原理について多面的・多角的に考察、表現できる力を身につけさせることを求めている。なおここでの指導では、「日本国憲法との関わりに留意」し、また「男女が共同して社会に参画することの重要性」にも触れるとしている。

教科の構成(2)：B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

大項目Bの「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」では、よりよい社会の形成に参加する自立した主体として身につけるべき知識・技能を四つの側面で規定している。

それは、(ア)“法的主体”として、法や規範の意義や役割、多様な契約や消費者の権利と責任などについて理解すること、(イ)“政治的主体”として、政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、国際社会における我が国の役割などについて理解すること、(ウ)“経済的主体”として、職業選択、雇用と労働問題、財政や租税の役割、市場経済の機能と限界などについて理解すること、そして(エ)“情報の主体”として、必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、発信・表現する技能を身につけることである。この学習内容は、現行課程の「現代社会」でいえば、「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の内容のうち、中項目のイ・ウ・エ・オに対応している。

そのうえで、合意形成や社会参画を視野に入れながら、事実をもとに協働して考察・構想するための思考力、判断力、表現力を身につけることを求めている。そのために、生徒の学習意欲を高める具体的

な問いを立て、生徒の日常生活と関連づけながら協働して主題を追究したり解決したりすることや、生徒や学校、地域の実態に応じた主題を設定することを求めている。

また、大項目Bで扱う内容については、例えば、アの(ア)の「多様な契約及び消費者の権利と責任」については私法に関する基本的な考え方についても扱うこと、「司法参加の意義」については裁判員制度を扱うこと、アの(イ)の「国家主権、領土(領海、領空を含む。）」については、「我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないこと」などを取り上げること、アの(ウ)の「財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」については、「国際比較の観点から、我が国の財政の現状や少子高齢社会など、現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと」などの詳細な指示がつけられている。

教科の構成(3)：C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

大項目Cの「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」は、「持続可能な地域、国家・社会及び国際社会づくりに向けた役割を担う、公共の精神をもった自立した主体」となることを目標としており、科目「公共」のまとめとして位置づけられている。「A 公共の扉」で身につけた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的空間における基本的原理を活用し、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の課題追究的な学習で養った現代の諸課題への関心を一層深めたうえで、この大項目Cでは、①地域の創造、②よりよい国家・社会の構築、③平和で安定した国際社会への主体的参画という観点から、課題解決のための主体を形成するとしている。

そして、課題の探究にあたっては、「法、政治及び経済などの個々の制度にとどまらず、各領域を横断して総合的に探究できるよう指導する」とある。この大項目は、現行課程の「現代社会」でいえば、「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目オをふまえながら「(3) 共に生きる社会を目指して」を対応させたものであるといえる。

学習活動や評価に何が求められているのか

では、「公共」の学習はどのように進められることになるのか。授業形態としては、テーマに沿った討論やディベートといった学習形態の採用、模擬選挙・投票や模擬裁判といった実践が考えられる。また、選挙管理委員会や消費生活センターといった、関連する機関や弁護士、NPO職員などの専門家との連携も重要になってくるだろう。

「A 公共の扉」の内容については、2017年11月に行われた「大学入学共通テストの導入に向けた試行調査」での「現代社会」の設問が参考になる。ここでは「功利主義」と「正義論」の考え方が示され、その概念や理論を理解したうえで、それが制度や政策にどのように関連するかを問う問題が出題されている。この出題は、こういった原理と実際の制度との関連を考察し理解するといった思考が求められていることを示したものとえよう。そして、このような思考を育てるような授業実践が求められているのである。

評価については、現行の「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」という4観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3観点到整理されたことを踏まえ、パフォーマンス評価やルーブリックなど、多様な評価方法も加えていくことが求められているといえるだろう。

立命館高等学校非常勤講師
堀 一人

倫理

倫理(現行課程)

- (1) 現代に生きる自己の課題
- (2) 人間としての在り方生き方
 - ア 人間としての自覚
 - イ 国際社会に生きる日本人としての自覚
- (3) 現代と倫理
 - ア 現代を生きる人間の倫理
 - イ 現代の諸課題と倫理



倫理(新課程)

- A 現代に生きる自己の課題と人間としての在り方生き方
 - (1) 人間としての在り方生き方の自覚
 - (2) 国際社会に生きる日本人としての自覚
- B 現代の諸課題と倫理
 - (1) 自然や科学技術に関わる諸課題と倫理
 - (2) 社会と文化に関わる諸課題と倫理

公民科での「倫理」の位置づけ

公民科の3科目では、新設された「公共」2単位が必修科目となり、「倫理」「政治・経済」は選択科目となった。「倫理」については、「公共」を学んだあとに履修できることが記されている。

さらに新学習指導要領では、「道德教育に関する配慮事項」において、「公共」とならんで「倫理」が「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面である」と示されている。それにともない、「倫理」の指導計画の作成にあたっては、「道德教育の目標に基づき」指導することが求められている。

教科の目標とそのための活動

公民科に共通する目標に加えて、「倫理」では、(1)古今東西の知的蓄積を通して、概念や理論を理解し、情報を調べまとめる技能を身につけ、(2)論理的に思考し、思索を深め、対話する力を養い、(3)現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めることを目標として示した。ここでは、①知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、その結果としての主体的な自己形成という三つの段階を意識して学習活動を進めなければならないこと、②現代の諸課題とのかかわりにおいて、学習者が主体的になることと同時に他者との対話などを通じて学習活動が行われることが強調されているといえるだろう。

学習の内容とその取扱い

上の表でまとめたように、新学習指導要領では、現行課程の三つの大項目が、AとBの二つの大項目になった。

「A 現代に生きる自己の課題と人間としての在り方生き方」の「(1) 人間としての在り方生き方の自覚」で扱う内容は、(ア)人間の心の在り方、(イ)幸福・愛・徳などの人間の在り方生き方についてのさまざまな人生観、(ウ)善・正義・義務などの社会の在り方と、人間としての在り方生き方についての思索の手がかりとなるさまざまな倫理観、(ニ)真理・存在などといった自然と人間のかかわりから世界をとらえる知の在り方の四つとなっている。この大項目Aの(1)では、現行課程の青年期の内容から源流思想、西洋近代の思想について、視点を明確にして取り上げることになる。

「(2) 国際社会に生きる日本人としての自覚」は、現行課程の日本思想の分野と同じ扱いである。ただし、「伝統的な芸術作品、茶道や華道などの芸道など」を取り上げるなど、伝統や文化に関する教育の充実を求める姿勢が見られる。また(1)・(2)ともに、習得すべき技能として、原典や原典の日本語訳などの資料から情報を読み取る力を挙げている。

現代の諸課題に対する探究的学習の強調

「B 現代の諸課題と倫理」は、現行課程(3)の「イ 現代の諸課題と倫理」にあたるが、「(1) 自然や科学技術に関わる諸課題と倫理」と「(2) 社会と文化に関わる諸課題と倫理」という二つの分野に問題群が分けられた。この二つの分野で倫理的な課題を探究して、多面的・多角的に考察、公正に判断し、自らの意見を説明、論述することが求められている。

探究的な学習や対話的な手法を取り入れて、十分な時間を取ることが求められており、この分野がより重視されているといえるだろう。

京都教育大学附属高等学校教諭
高田 敏尚

政治・経済

政治・経済(現行課程)
(1) 現代の政治
ア 民主政治の基本原則と日本国憲法
イ 現代の国際政治
(2) 現代の経済
ア 現代経済の仕組みと特質
イ 国民経済と国際経済
(3) 現代社会の諸課題
ア 現代日本の政治や経済の諸課題
イ 国際社会の政治や経済の諸課題



政治・経済(新課程)
A 現代日本における政治・経済の諸課題
(1) 現代日本の政治・経済
(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究
B グローバル化する国際社会の諸課題
(1) 現代の国際政治・経済
(2) グローバル化する国際社会の諸課題の探究

探究を軸に内容を再編成

現行課程では、国内政治→国際政治、国内経済→国際経済、諸課題という構成であった。新課程では、国内政治・経済→諸課題の探究、国際政治・経済→諸課題の探究という順序になっている。大項目Bではグローバル化というキーワードでまとめられており、政治と経済を関連してとらえさせようとしている。

諸課題の探究という点では、「内容の取扱い」に「A及びBのそれぞれにおいて探究する課題を選択させること」という留意事項がある。現行課程の「政治・経済」でも、学習指導要領に「現代社会の諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる」と記載されているが、時間数の関係などでその実現が難しい学校も多いだろう。

目標に見る、求められている力

(1)概念や理論を理解し、調べまとめる技能を身につけること、(2)概念や理論を活用し、合意形成や社会参画に向かう力を養うこと、(3)諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うことが目標とされ、活用、態度といった具体的に身につけさせる力が明記されている。

どのように教えていくのか

それでは、目標に見られる力をどうやって身につけていくのか。「解決に向けて構想したりする活動」「諸課題を探究する活動」などで挙げられている活動こそが模擬投票や調査、シミュレーションといった机上の学問ではない領域を意味しているのだろうか。

その際の教師の役割は、できるだけ生徒の出番が多くなる授業づくりをすることなのかもしれない。さらに、資料から「読み取る技能」や「説明、論述すること」という記述も見られ、社会的諸課題に関するレポートなども「主体的・対話的で深い学び」の有効な手段となるかもしれない。また、知識の活用、構想などを通じて現代の諸課題を多面的・多角的に考察していくある種のゼミのような展開も可能だろう。そのような教育こそが「主体的に社会の形成に参画する」主権者を育てると考えている。

改訂に見る特徴

新旧の学習指導要領を比較してみると、「日本国憲法における基本的人権の尊重」が「基本的人権の保障と法の支配」となっているように、現行課程の学習指導要領の要素が残されている部分もある。

一方で、「雇用と労働を巡る問題」が「多様な働き方・生き方を可能にする社会」に変化し、「金融を通じた経済活動の活性化」といった記述も登場した。また、「望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること」といった18歳選挙権にともなう主権者教育の強調、「私法に関する基本的な考え方」について理解する消費者教育、さらに「防災と安全・安心な社会の実現」といった防災・安全教育について盛り込まれている。領土についても、「我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していること……」と明記され、社会の複雑な課題を主体的に探究することが求められている。